第2章

CHAPTER 2

まちづくり方針

CHAPTER 2

基本的な考え方及び 部門の設定

まちづくり方針は、「めざす都市の骨格」の実現に向け、新宿区全域に係る都市計画に関する部門別の方針として示すものです。

まちづくり方針では、土地利用、都市交通、みどり・公園、景観、住宅・住環境などの都市計画に関する各部門について、社会経済情勢等を踏まえて防災と観光、ユニバーサルデザイン*、環境に関する視点を強化するとともに、区民の意向を踏まえた課題解決に向けた取組みを進めていくため、8つの部門を設定します。

「めざす都市の骨格の考え方」を実現する8つの部門の設定

めざす将来の都市像

『暮らしと賑わいの交流創造都市』

めざす都市の骨格の考え方

- 新宿に蓄積されてきた 多様性を活かしていく
- 2 まちの記憶を活かし、 次世代に引き継いでいく
- 地域の個性を活かし、 3 区民が誇りと愛着をもてる 新宿を創っていく
- 4 災害に強い高度な防災機能を 備えた新宿を創っていく
- 5 世界とつながる国際都市 "Shinjuku"を創っていく

8つの部門の設定

1 土地利用

住宅や交流地区などの土地利用区分ごとの方針

2 都市交通整備

交通手段や交通施設、公共空間の活用などの方針

3 防災まちづくり

建物等の安全性向上、災害発生時の対策などの方針

4 みどり・公園整備

水やみどりの保全・活用、親しめる環境づくりなどの方針

5 景観まちづくり

良好な景観の保全・創出、まちの顔づくりなどの方針

6 住宅·住環境整備

住まいの性能向上、安定確保や良好な住環境の形成などの方針

7 | 誰もが豊かに暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインや人々の交流を創出するまちづくりの方針

8 環境に配慮したまちづくり

エネルギー利用の効率化、ヒートアイランド*対策などの方針

土地利用の方針

土地利用の方針

1

1 概況

1 土地利用の動向

- ・区全体の土地利用は、平成23 (2011) 年現在で、宅地が68.4%を占めています。また、平成13 (2001) 年と比較すると、宅地と公園・運動場が増加しています。
- ・平成23 (2011)年における宅地の内訳をみると、住居系が52.8%と最も高く、次いで業務商業系の24.5%が続きます。新宿区将来推計人口によると平成47 (2035)年をピークとして、今後人口は増加すると予測されていることから、住居系土地利用の増加が想定されます。

2 建物の利用動向

- ・区全体の建物の延床面積は、平成23(2011)年現在で3,359haであり、総宅地面積に対して約270%となります (利用容積率**)。東京23区全体では約180%であることから、土地の高度利用が進んでいることがわかります。
- ・平成23 (2011)年の利用容積率は、平成13 (2001)年と比較すると、43ポイント増加し、土地の高度利用がさらに進んでいます。特に、業務商業系の64ポイント増加と、住居系の43ポイント増加が目立ち、住居系の利用容積率は200%を超えました。
- ・平成23 (2011) 年の建物用途別の延床面積は、集合住宅が最も広く、区全体の建物の全延床面積の 約33%を占めています。次いで事務所が26%、公共系建物が14%と続き、高密度居住都市、業務商 業都市としての特徴をあらわしています。
- ・平成23 (2011)年の建物用途別の延床面積は、平成13 (2001)年と比較すると、集合住宅の増加が目立ちます。

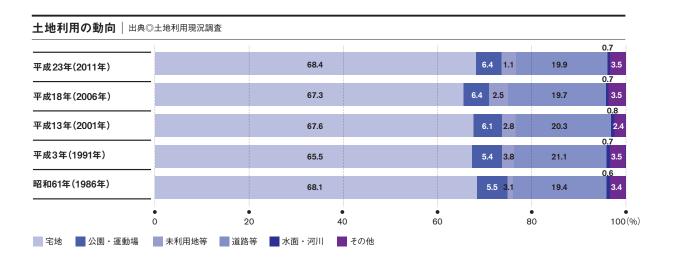
3 建物棟数と敷地規模の動向

・区全体の建物棟数は、平成23 (2011)年現在で約50,500棟であり、平成13 (2001)年と比較すると約420棟減少しました。

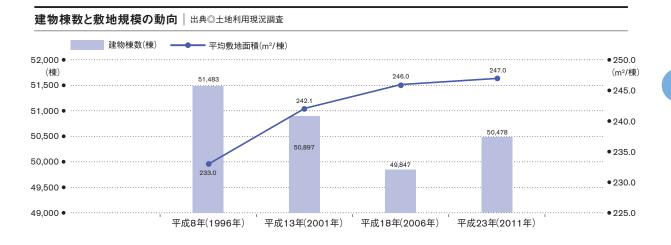
1 土地利用の方針 ・区全体での平均敷地規模は、平成13(2001)年と平成23(2011)年を比較すると、増加率は2.0%とわず かであり、平成8(1996)年までさかのぼっても極めて緩い伸びとなっています。

4|地区計画*の現況

・地区計画は、平成28(2016)年10月現在で、22地区(190.2ha)定められており、区の総面積の10.4%を 占めます。平成19(2007)年末と比較すると11地区(88.7ha)増加しました。



		公共系	住宅系	業務商業系	工業系	合計
平成23年		248.0	657.8	304.9	36.0	1,246.7
(2011年)	延床面積(ha)	465.0	1,433.6	1,396.9	63.1	3,358.6
	利用容積率*	187.5%	217.9%	458.2%	175.2%	269.4%
平成18年	 宅地面積(ha)	243.6	635.9	306.1	40.4	1,226.1
(2006年)	延床面積(ha)	444.0	1,264.2	1,348.9	72.6	3,129.6
	利用容積率	182.2%	198.8%	440.6%	179.7%	255.2%
平成13年	 宅地面積(ha)	247.2	620.6	319.8	44.4	1,232.0
(2001年)	延床面積(ha)	371.2	1,085.1	1,260.3	75.0	2,791.6
	利用容積率	150.1%	174.8%	394.1%	169.0%	226.6%
平成8年	 宅地面積(ha)	229.7	611.8	312.7	45.5	1,199.6
(1996年)	延床面積(ha)	335.7	955.3	1,174.4	73.1	2,538.5
	利用容積率	146.2%	156.2%	375.6%	160.6%	211.6%



	平成8年 (1996年)	平成13年 (2001年)	平成18年 (2006年)	平成23年 (2011年)	増減(H1 実数	3~23) 増減率
建物棟数(棟)	51,483	50,897	49,847	50,478	-419	
宅地面積(ha)	1,199.6	1,232.0	1,226.1	1,246.7	+14.7	+1.2%
平均敷地面積(m²/棟)	233.0	242.1	246.0	247.0	+4.9	+2.0%

2 基本的な考え方

土地利用の方針

- 1 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成
- 2 | 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成
- 3 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導
- 4 都市の貴重なオープンスペース*の保全
- 5 国際都市の拠点整備の推進

新宿区の土地利用は、新宿駅西口の超高層ビルの林立する業務商業地や歌舞伎町を中心とする世界最大規模の繁華街から、落合の低層戸建住宅地や神楽坂などの歴史の面影を残す風情あるまちなみまで、懐が深く多様性に富んでいます。また、新宿区の人口は、今後も増加することが予想され、都心居住の需要も一層高まっています。

人々が住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地 利用を誘導するとともに、住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いのある市街地の形成 を図っていきます。

また、外国人居住者が多いという新宿区の特性や、都市交通の発達、観光立国の取組みの本格化や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定などにより、国内外からの訪日外国人が増加していることを踏まえ、国際都市にふさわしい拠点の整備を誘導していきます。

3 方針(土地利用の方針)

・土地利用の方針を示すにあたっては、土地の利用特性を踏まえ、以下に示すとおり区分します。

:地利用区分と市	5街地整備区分一覧		
土地利用区分	市街地整備区分	土地利用区分	市街地整備区分
低層住宅地区	(a)低層保全地区	 創造交流地区	 (g) 国際的な中枢業務機能拠点地区
	(b) 低層個別改善地区		(h) 都心居住推進地区
低中層住宅地区	(c) 低中層保全地区	賑わい交流地区	(i)賑わい交流地区
	(d) 低中層個別改善地区	生活交流地区	(j) 生活交流地区
	(e) 低中層基盤整備地区	幹線道路沿道地区	(k)賑わい交流骨格整備地区
中高層住宅地区	(f)中高層住宅整備地区		(1) 幹線道路沿道整備地区
		都市型産業地区	(m) 都市型産業地区
		大規模な公園等	(n) 大規模な公園
			(o) 大規模な公共的施設

1 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

・人々が住み続けられるまちとして、災害に強く、コミュニティが豊かで暮らしやすい良好な住環境の保全・形成を図ります。また、多様なライフワークスタイルに対応した、職住近接の都心居住を積極的に誘導するとともに、都市基盤の整備状況や敷地規模などの地域特性に配慮した土地利用を図ります。

十年地南伊豆八		土地利用区分		
市街地整備区分		①低層住宅地区	②低中層住宅地区	③中高層住宅地区
保全地区	道路基盤がおおむね整備されており、現在の良好な住宅・住環境を保全します。	(a) 低層保全地区	(c)低中層保全地区	(f) 中高層住宅 整備地区
個別改善地区	道路基盤はおおむね整備されているが、敷地規模が小さいため、建物や敷地に関して改善を進め、より良好な住環境の形成をめざします。	(b)低層個別 改善地区	(d)低中層個別 改善地区	_
基盤整備地区	細街路*が多い地区であり、 道路基盤整備とあわせて、 建物及び敷地の改善を図ります。		(e)低中層基盤 整備地区	

①低層住宅地区

・主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少がみられます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めます。

市街地整備区分	方針
a) 低層保全地区	・保全型の地区計画*の策定や緑地協定*、建築協定*などにより、 計画的なまちづくりを進めます。
b) 低層個別改善地区	・地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、 修復・改善型まちづくりを進めます。

②低中層住宅地区

・低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住宅と店舗、事務所等との適切な共存を図る地区です。戸建 住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、地区計画等を活用して、都心居住の魅力を活か した低中層市街地の形成を図ります。

市街地整備区分	方針
(c) 低中層保全地区	・戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、 地区計画等を活用し整備します。
(d) 低中層個別改善地区	・地区の特性を考慮した良好な住環境へと改善するため、 地区計画等を活用し整備します。
(e) 低中層基盤整備地区	・木造住宅密集地域*で、地区計画や新たな防火規制*制度等を活用して、近路等の都市基盤の整備、木造建物の不燃化・耐震化を進めます。

③ 中高層住宅地区

・区画整理等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しなが ら、周辺環境と調和した都市型住宅地を形成します。

中高層住宅地区の市街地整備区分	
市街地整備区分	方針
(f) 中高層住宅整備地区	・道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、 住環境の維持向上、周辺環境と調和した建物への建替えを誘導します。
*中高層の高さは、30~40m程度以上を想定	-

2 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

・新宿の都市構造を踏まえながら、歴史とともに形成されてきた商店街や、社会経済情勢の変化を先取りした様々な事業活動を行う企業の集積など、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。

土地利用区分	市街地整備区分	地域
1創造交流地区	(g) 国際的な中枢業務機能拠点地区	新宿駅周辺
	(h) 都心居住推進地区	_
②賑わい交流地区	(i) 賑わい交流地区	 高田馬場駅、四ツ谷駅、
		神楽坂·飯田橋駅、
		新大久保·大久保駅、信濃町駅周辺
③生活交流地区	(j) 生活交流地区	上記以外の鉄道駅周辺
④幹線道路沿道地区	 (k) 賑わい交流骨格整備地区	_ 幹線道路及びその沿道
	 (I) 幹線道路沿道整備地区	_

1 創造交流地区

・新宿駅周辺は、日本の国際競争力の強化・活力創出を牽引し、東京の発展を先導していく拠点の形成をめ ざし、商業・娯楽・業務・滞在・宿泊機能と、充実した居住・公園機能が近接して集積する、多様性をもつまち の賑わいの創出を図ります。さらに、みどり豊かなアメニティ^{**}の中心として、回遊性の高い観光・交流拠点と して、魅力の向上を図ります。

市街地整備区分	方針
(g) 国際的な中枢業務機能拠点地区	 新宿駅西口周辺は、超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と 様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区*や市街地再開発 事業*等の都市計画手法を活用してオープンスペース*の創出と賑わいのあまちなみを形成します。 新宿駅東口周辺は、高度な商業集積、多様な魅力をもつ繁華街、特徴的 娯楽街などの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流相能の融合したまちづくりを進めます。 新宿駅の東西をつなぐ歩行者動線や駅周辺を回遊する歩行者動線を整備拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
(h) 都心居住推進地区	- ・住、職、遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導します。

②賑わい交流地区(i)

- ・住宅機能、商業機能及び宿泊機能等が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。
- ・国内外からの来街者に配慮し、ユニバーサルデザイン*の視点を踏まえたまちづくりや、災害に備えた防災まちづくりを進めます。

賑わい交流地区を構成する地区区分	<u> </u>
地区区分	方針
高田馬場地区	・高田馬場駅と駅周辺の一体的なまちづくりを進め、誰もが自由に行動でき、 賑わいあふれる拠点の形成をめざします。
四谷地区	・四ツ谷駅周辺や新宿通り沿道のまちづくりを進め、潤いと賑わいが調和した拠点の形成をめざします。
神楽坂・飯田橋地区	 ・神楽坂通り周辺の伝統的なまちなみを保全し、風情と賑わいの調和した拠点の形成をめざします。 ・飯田橋駅周辺の基盤整備や放射第25号線沿道のまちづくりを進め、住宅・商業・業務機能が調和した、賑わいあふれる拠点の形成をめざします。
大久保地区	・新大久保駅の建替えや補助第72号線の整備を契機として、民間開発と連携 したまちづくりを進め、地域特性を活かした賑わいあふれる拠点の整備をめざし ます。
神宮外苑・信濃町地区	・国際的なスポーツ拠点 (神宮外苑)への玄関口として、信濃町駅と駅周辺の 基盤整備を進め、潤いと賑わいの調和した拠点の整備をめざします。

③生活交流地区(j)

・区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、 歩きやすい道路空間の整備などを進め、コミュニティの強化を図ります。

4 幹線道路沿道地区

・幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建物を誘導します。また、建物の不燃化 を進め、延焼遮断帯*としての機能を強化します。

市街地整備区分	方針
(k) 賑わい交流骨格整備地区	・明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道は、魅力ある業務商業機能の負債や歩行者空間の回遊性を向上させ、賑わいや交流の骨格となるよう誘導ます。
(1) 幹線道路沿道整備地区	・利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用を誘導するとともに 沿道建物の不燃化・耐震化を促進し、延焼遮断帯としての機能の強化を[ります。

3 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

①都市型産業地区(m)

- ・新宿区の地場産業である印刷・製本関連業などをはじめとする都市型産業が根ざした地区として、事業活動に配慮した空間の充実を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・地場産業の歴史や伝統を踏まえ、地域特性に配慮した機能更新の誘導を図ります。
- ・都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導します。

4 都市の貴重なオープンスペース※の保全

① 大規模な公園等

- ・大規模な公園や大学キャンパス、公共施設、寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペースとして保全するとともに、生物多様性*に配慮した整備を誘導します。
- ・大規模な敷地において、土地利用の転換等を行う場合には、オープンスペースの機能が確保されるよう誘導します。
- ・公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域の住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着をもてる施設として整備します。

大規模な公園及び大規模な公共的施設	
市街地整備区分	方針
(n) 大規模な公園	・明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園は、賑わいのある身近なオープンスペースとして、また、防災拠点、ヒートアイランド現象*等を緩和する拠点、昆虫や野鳥などの生物が生息できる自然の拠点などとして、保全や整備を進めます。
(o) 大規模な公共的施設	・大規模なキャンパスをもつ大学や高校等の教育機関や大規模な病院、公共施設等のオープンスペースは、身近な都市のみどりとして、みどりの保全や整備を誘導します。

5 国際都市の拠点整備の推進

①多文化共生*のまちづくりの推進

・国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。このため、住む人、働く人などが活動・交流できる都市空間の創出を図ります。

②新宿駅周辺の拠点整備の推進

・新宿駅周辺は、国内外から多くの来街者が訪れることを踏まえ、商業施設や観光施設、案内施設等の機能更新や充実を図るとともに、歩行者を重視した回遊・滞留機能を備えた都市空間の整備を進めます。

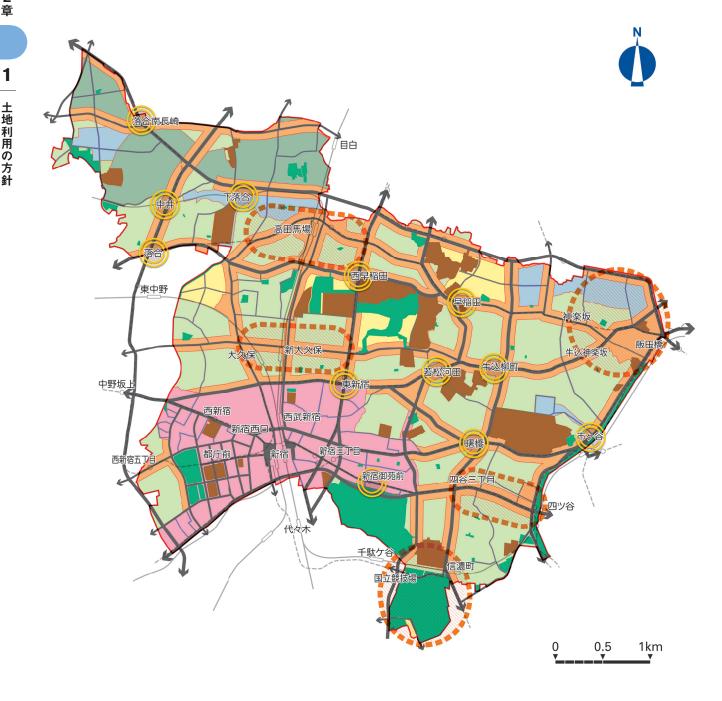
・災害発生時に、国内外からの多くの来街者等を一時滞在施設*や避難場所*へ適切に誘導するため、ユニバーザルデザイン*の視点に立ったわかりやすい案内サイン等を整備するとともに、一時滞在施設のさらなる確保に取り組みます。

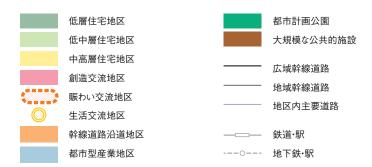
③国内外から訪れる来街者の受け入れ施設の整備の推進

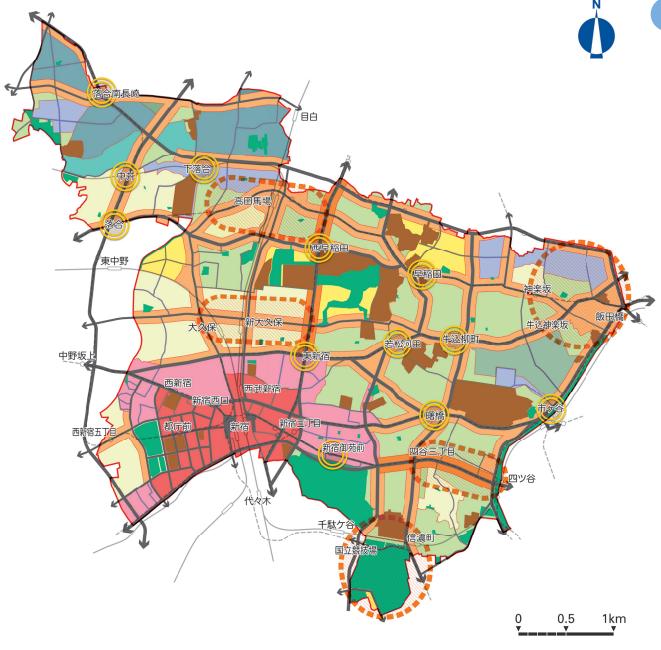
・ 創造交流地区及び賑わい交流地区において、都市の交流機能を支える都市機能である宿泊施設や滞在施設等の整備を推進します。

土地利用区分	市街地整備地区	地域または地区	方針
創造交流地区	(g)国際的な 中枢業務機能 拠点地区 (h)都心居住 推進地区	新宿駅周辺	・国際競争力の向上や国際観光都市の実現に向け、宿泊が設等の整備を誘導します。
悪わい交流地区	(i)賑わい交流地区	高田馬場地区	・増加する観光客や訪日外国人、また国際的な学術交流に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します
		四谷地区	・増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。
		神楽坂· 飯田橋地区	・神楽坂通り周辺において、増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します。・飯田橋駅周辺において、周辺に集積する業務施設利用者等のための、宿泊施設等の整備を誘導します。
		大久保地区	・増加する観光客や訪日外国人に対応するため、宿泊施設等の整備を誘導します
		神宮外苑· 信濃町地区	・スポーツ施設や大学病院など周辺施設利用者等のための 宿泊施設等の整備を誘導します。

土地利用方針図









CHAPTER 2

9

都市交通整備の方針

1 概況

1 道路の状況

- ・新宿区全体の公道面積は、平成23(2011)年現在で、322.6haであり、区内面積の17.7%を占めています。 公道道路率*の推移をみると平成13(2001)年から平成23(2011)年までの間に0.4ポイント増加しています。
- ・町丁別の公道道路率は、新宿駅や飯田橋駅周辺の業務商業施設の集積した地域、新宿駅から四ツ谷駅にかけての新宿通り沿い、早稲田鶴巻町等区画整理を実施した地域などで高くなっていますが、一方で、環状第3号線や環状第4号線、放射第6号線の一部区間など、幹線道路の整備が遅れている地域や、木造住宅密集地域**では低くなっています。
- ・また、建物を建築するために建築基準法で求められている幅員が4m以上ある公道の面積は、新宿区全体の面積の16.1%を占め、徐々に増加しています。

2|都市計画道路の整備状況

- ・区内の都市計画道路の完成率は、平成27(2015)年3月現在で、66.4%であり、東京23区全体の完成率と比較すると1.6ポイント高くなっています。また、平成17(2005)年と比較すると、8.4ポイント増加し、年間平均0.6kmの整備となります。
- ・新宿区では、環状第3号線(外苑東通り)、環状第4号線、環状第5の1号線(明治通り)、放射第25号線、 補助第72号線、補助第74号線などの都市計画道路が事業中です。

3 公共交通の状況

- ・新宿区の主要な鉄道駅の乗降客数は、平成28 (2016)年度現在で、新宿駅が371万人、高田馬場駅が92万人、四ツ谷駅が31万人、市ヶ谷駅が36万人、飯田橋駅が41万人であり、新宿駅が大きな交通拠点であることがわかります。
- ・乗降客数について平成18(2006)年度と比較すると、全駅で11.2%の増加です。路線別にみると、東京メトロや都営などの地下鉄が大きく増加し、JR線や郊外線(西武新宿線、小田急線、京王線)は微増です。











2 基本的な考え方

都市交通整備の方針

- 1 人にやさしい公共交通への改善
- 2 人と環境に配慮した道路整備
- 3 歩きたくなる歩行者空間の充実
- 4 交通需要の管理の推進
- 5 公共空間を活用した都市の魅力の向上

都市交通網が発達している新宿区では、駅施設やその周辺のさらなるバリアフリー化などを進め、鉄道やバスの利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進していきます。

また、ライフスタイルの多様化、地球温暖化の進行などにより、徒歩や自転車など環境負荷の少ない移動 手段への転換の重要性が高まるとともに、日常の生活のなかでの公共空間等を活用した、ウォーキング活動 などによる健康づくりが注目されています。

こうしたことから、歩行者にとって安全で魅力的な歩行者空間の形成や、新たな移動手段として自転車 シェアリング*の普及などを推進していきます。

あわせて、新たな道路空間のあり方として、オープンカフェ*の開設やイベントの開催など、道路空間を活用した多様な都市活動の場の創出を促進していきます。

3 方針(都市交通整備の方針)

1 人にやさしい公共交通への改善

①鉄道やバスの利便性の向上

- ・西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏切対策も視野に入れた都市計画のあり方 を検討します。
- ・新宿駅周辺の観光拠点・商業施設・駐車場・駅等を結ぶ循環型バスである新宿WEバスについて、区民の移動手段として、また、観光客需要にも視点を向けた利用促進について検討します。
- ・都市計画道路の整備にあわせた新たなバス路線の整備や、バス停の屋根・ベンチ等の設置及び運行情報配信などの案内システムの充実について、バス事業者と協議を進めます。
- ・新しい交通システムの導入について検討します。

②駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場等の充実

・新宿駅、高田馬場駅、飯田橋駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めます。また、新宿駅や

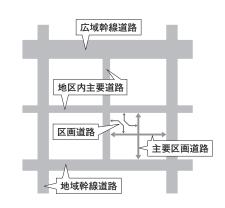
高田馬場駅等では、駅前広場の再整備を進めます。

・区内全駅において、駅の外部 (駅前広場や道路など)から改札口を経由したホームまでのバリアフリールートの増設など、駅の規模や状況に見合った整備を鉄道事業者と協力して推進します。また、ホームドアの設置など、駅ホームにおける安全対策を鉄道事業者と協力して推進します。

2 人と環境に配慮した道路整備

①幹線道路や生活道路の整備・改善の推進

- ・通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域の住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮しながら、整備を促進します。
- ・生活道路は、買い物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられる 生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、 道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めていきます。
- ・生活道路や細街路*は、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画*制度などにより、拡幅整備を進めます。



区台	D	機能	整備・改善の方針
幹線道路	広域幹線道路 (おおむね幅員20m以上)	広域的な自動車交通の 処理を担い、沿道建物の 不燃化を促進し防災性を 高める道路	 ・ 道路整備を促進するとともに、延焼遮断帯*となる沿道建物の不燃化を進めます。 ・ 街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車走行空間の倉出、道路の無電柱化*等を促進し、歩道を安全で快適に利用できる工夫をしていきます。また、沿道建物と一体となった賑わい空間の創出を図ります。
路	地域幹線道路 (おおむね幅員16m以上)	広域幹線道路を補完し、 沿道建物の不燃化を促進し 防災性を高める道路	・地域内の生活・交通環境に配慮した整備と緑化を促進します。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車走行空間の倉 出、道路の無電柱化等を促進し、歩道を安全に利用できる工夫を していきます。
生	地区内主要道路 (おおむね幅員8m以上)	地区内の主要な生活道路 として地区の中心軸になり、 コミュニティ空間を形成する 道路	・地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上、防災性の向上、歩行者の安全性に資する道路整備を促進します。 ・歩車道の分離ができない道路は、舗装のカラー標示を行うなど地区の環境に配慮した整備を進めます。 ・幅員は、2車線(片側1車線)と両側の歩道が設置できる12m以上が望ましいですが、既成市街地であることを考慮し、歩車分離を想定した8m以上の幅員を整備の目標とします。
活道路	主要区画道路 (おおむね幅員6m以上) 地区計画に基づく壁面位置 の制限などにより、歩道状空 地を確保した道路について は、幅員によらないものとする	区画道路のうち主要なもので、 地区内主要道路を補完し、 大規模災害時の消防活動を 円滑にする道路	・大規模災害時の消防活動が困難な地域を解消する路線の整備を進めます。・通過交通や速度抑制を図るべき地域では、歩行者を優先した道路の整備を進めます。
	区画道路 (おおむね幅員4m以上)		・新宿区細街路拡幅整備条例*に基づいた整備を進めます。 ・このうち防災上・居住環境上、特に整備が必要な地区は、地区記画制度等を活用し、防災の観点から整備を進めます。

②環境に配慮した道路整備

- ・環境に配慮した道路舗装 (遮熱性舗装*)の実施により、ヒートアイランド現象*の抑制に取り組みます。また、多摩の間伐材を利用した木製防護柵 (ガードフェンス)を設置することで、まちに潤いやぬくもりを与えるとともに、資源の有効活用を図ります。
- ・道路の街路灯を、エネルギー効率の良い省エネルギー*タイプの機器、特にLED*街路灯に積極的に改修し、節電対策とCO₂の発生抑制に取り組みます。

3 歩きたくなる歩行者空間の充実

①歩いて楽しい歩行者空間の整備

- ・地域特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道等の充実を進めます。
 - ■四ツ谷駅から新宿駅を抜け新宿中央公園に至る新宿通りを中心とする東西の軸と、明治通りの南北の軸は「風のみち (みどりの回廊)」として、ゆとりある歩道や街路樹の整備等により、充実した歩行者空間の整備を促進します。
 - ●神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、明治神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりの散策路、歴史を偲ばせ起伏に富んだ地形を楽しめる坂道など、快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を促進します。
- ・神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地域の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
- ・沿道一体を含めた緑化や景観形成などにより、歩行者にとって魅力的な歩行者空間を形成し、区民のウォーキング活動等を促進することで、健康への貢献を図ります。
- ・歩行者が安全で快適に歩けるよう、マナーやルールの周知、路上等障害物対策を進めます。

②安全で快適なみちづくり

- ・ 道路や駅前広場、地下歩行者通路のバリアフリー化、公共サインの整備、休息場所の確保など、ユニバーサルデザイン*の視点を踏まえたみちづくりを進めます。
- ・道路の無電柱化*を促進するとともに、無電柱化を見据えた変圧器などの地上機器の設置スペースの確保を図ります。また、すべり止め舗装などの交通安全施設の整備、照明や防犯カメラなどによる防犯対策を推進します。
- ・一定規模以上の開発等において、歩行者の安全性を確保するため、敷地内に歩道状空地の整備を要請します。

③新宿駅周辺の歩行者ネットワークの整備

- ・新宿駅東西自由通路の整備により駅周辺の回遊性を高めるとともに、東口及び西口駅前広場を周辺の まちづくりと一体で再整備し、新宿駅周辺の歩行者ネットワークの整備、拡充を進めます。
 - 新宿駅周辺の地下歩行者通路やペデストリアンデッキ*等歩行者ネットワークの整備、拡充を進めます。
 - 新宿駅周辺におけるサブナードの延伸等による地下歩行者ネットワークの拡大や、新宿通りのモール*化の実現に向けた検討をさらに進めていきます。

4 | 交通需要の管理の推進

①自動車の流入抑制や分散の誘導による交通需要の管理

・自動車の分散を誘導し交通渋滞を抑制するため、未整備の都市計画道路の整備を促進します。

- ・自動車の通過や速度抑制を図るべき地域は、歩行者の安全性の確保のためゾーン30*の導入などを進めます。
- ・自動車が多く集中する地域においては、フリンジパーキング*や共同荷捌き施設の整備などによる自動車 の流入抑制を事業者とともに検討します。
- ・大規模な商業施設やオフィスビルでは、敷地内への共同荷捌き集約化施設の設置を誘導します。
- ・市街地再開発事業*等による大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画については、交通アセスメント*等の実施により、道路交通への負担軽減のための対策を誘導します。
- ・安全、快適に移動しやすい交通環境の整備に向け、地域の状況に応じた総合的な交通施策について 検討します。

②地域特性に応じた駐車場整備の推進

- ・駐車場整備計画の見直しを行うなど、駐車場の需要や地域特性にあった駐車場整備のルールの検討を 進めます。
- ・新宿駅周辺の観光バスの滞留対策のため、事業者が観光バス駐車場の整備を進めるよう誘導します。

③自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の適正利用や利用環境の向上

- ・「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、自転車走行空間の整備や効率的な放置 自転車対策等を推進し、自転車と歩行者の安全を図るとともに、自転車をより活用できる環境整備を進めていき ます。
- ・自転車の走行環境を高めるため、自転車走行空間の創出や自転車ナビマーク*などの設置を進めるとと もに、連続性やネットワーク化に努めます。
- ・自転車が適正に利用されるよう、駐輪場の整備を進めるとともに、事業者等における駐輪空間の確保に ついて検討します。また、利用に関するマナーやルールの周知を図ります。
- ・原動機付自転車や自動二輪車が適正に利用されるよう、駐輪場を整備するとともに、利用案内のための 周知を図ります。

5 公共空間を活用した都市の魅力の向上

① 道路空間を活用した休憩機能や賑わい機能の創出

・地域の賑わいの創出や違法駐輪・違法駐車の一掃などを図るため、オープンカフェ*の開設や路上イベントの開催など、まちづくり団体等と連携し道路空間の活用を促進します。

② 自転車シェアリング*の推進

- ・区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、自転車シェアリングを 推進します。
- ・自転車シェアリングの利用動向を踏まえ、サイクルポートの増設や自転車台数の拡充について、事業者と ともに検討していきます。

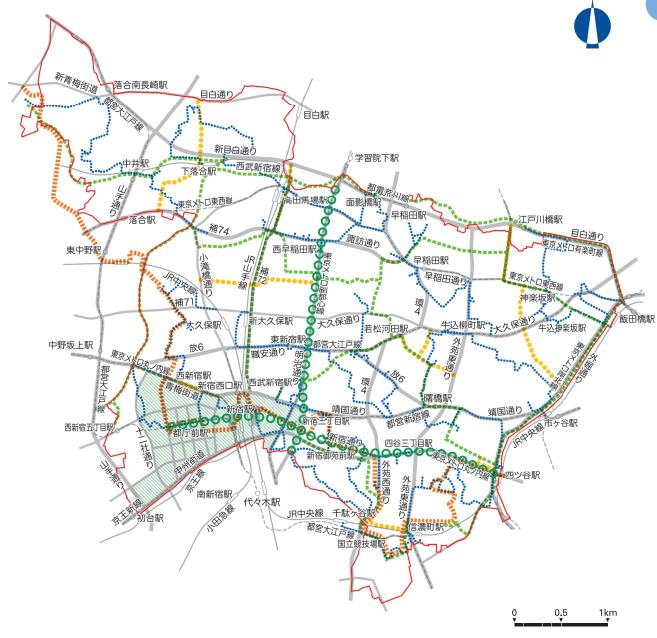
③無料公衆無線LAN^{*}環境の整備

- ・訪日外国人をはじめとした来街者の利便性を高めるとともに、災害時にも有効であることから、官民が連携して、無料公衆無線LAN (Wi-Fi)のアクセスポイントを整備します。また、ピクトグラム*の表示などにより利用可能地域を周知し、無料公衆無線LANの利用を促進します。
- ・無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 用ポータルサイトを活用した魅力的な観光情報の提供により、区内各地への回遊を促進します。

都市交通整備方針図



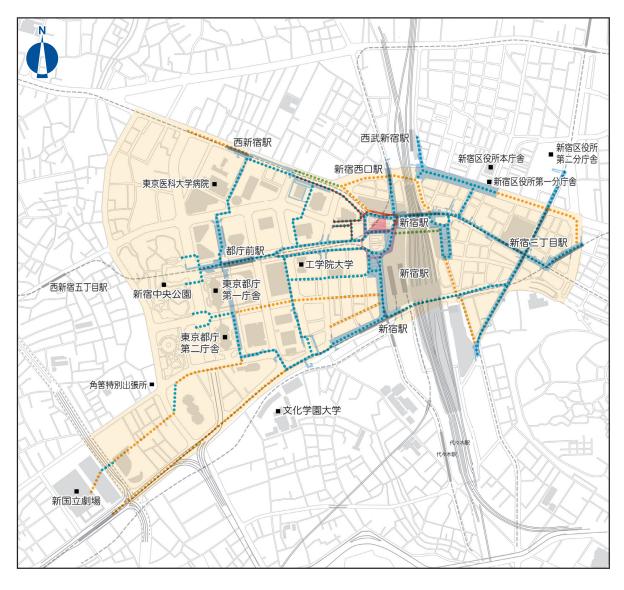




00000	風のみち(みどりの回廊)	幹線道路
	歴史と文化の散歩道(東京都生活文化局)	 鉄道·駅
	歩行系幹線道	 地下鉄·駅
•••••	安全で快適なみちづくりを推進する道路	
•••••	地域資源をめぐる道*	
	新宿駅周辺歩行者道ネットワーク整備区域	

^{*}出典◎「新宿区史跡めぐり」(公財)新宿未来創造財団 新宿歴史博物館

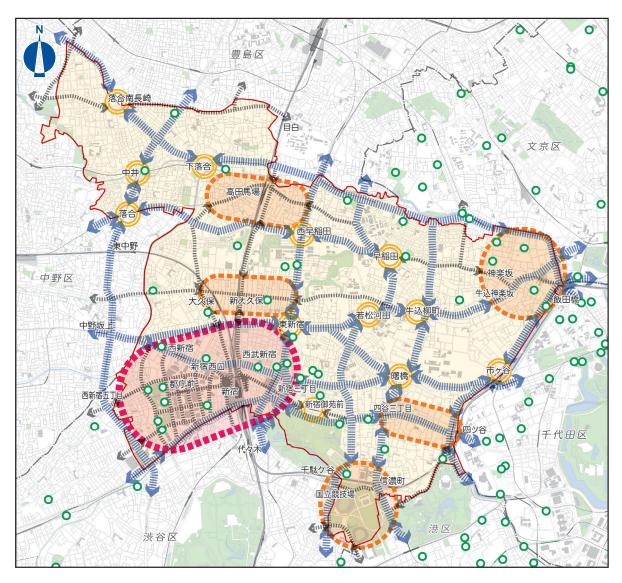
新宿駅周辺歩行者道ネットワーク図



0 100 500m

整備済み区間
 整備中区間
 計画・構想区間
 地下道・地下広場
 ペデストリアンデッキ
 ペデストリアンデッキ(計画)

将来の都市構造に関する自転車走行のネットワークの考え方(イメージ図)



0<u>.</u>5 1km



自転車走行空間を確保していく幹線道路

都市活動軸 **(** 地域活動軸

サイクルポート*

0

※平成29年12月現在

CHAPTER 2

² 防災まちづくりの方針

3

1 概況

1 建物の不燃化の状況

- ・ まちの不燃化の状況を示す不燃化率*は、平成23(2011)年現在で75.2%であり、平成13(2001)年と比較すると、7ポイント増加しています。
- ・主に落合第一、落合第二、榎地域において低い町丁目があります。

2 不燃領域率*の状況

- ・不燃領域率は、ある地域における道路や公園などの空地と耐火建築物や準耐火建築物の占める割合をいい、まちの燃えにくさを示す指標です。不燃領域率が70%を超えると延焼率がほぼゼロになるといわれています。新宿区全体の不燃領域率は、平成23(2011)年現在で83.0%であり、高い数値となっています。
- ・建物の不燃化と同様、主に落合第一、落合第二、榎地域において低い町丁目があります。

3 | 住宅の耐震化率*の状況

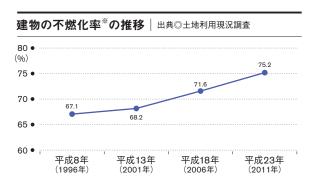
・一定の耐震性能を有する住宅は、平成28 (2016)年3月現在で91.5%であり、平成15 (2003)年と比較すると、9.5ポイント増加しています。

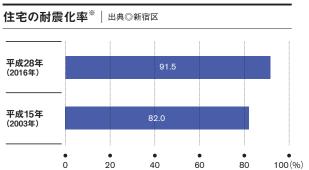
4 水害対策の状況

・神田川流域ではこれまで、時間降雨50mmに対応できるよう、河川改修や調節池等の治水施設の整備が 進められてきましたが、近年の降雨特性の変化等を踏まえ、平成26(2014)年6月に改定された「東京都豪雨 対策基本方針」に基づき、整備水準を時間75mmに引き上げ、水害対策を進めています。

5|地震に対する地域危険度※

・東京都が行った「地震に関する地域危険度測定調査(第7回)(平成25年9月公表)」によると、地域危険度の 高い町丁目が区内に広く分布しています。特に四谷、箪笥、榎、落合第二地域が目立ちます。





町丁目別地震に対する地域危険度ランク総合危険度(建物倒壊・火災)

出典

地震に関する地域危険度測定調査(第7回)

東京都(平成25年公表)



2 基本的な考え方

防災まちづくりの方針

- 1 | 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- 2 建物・都市施設 等の安全性の向上
- 3 防災拠点と避難施設等の充実
- 4 災害発生時の応急・復旧対策の整備
- 5 風水害対策の強化

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の教訓を踏まえ、被害を軽減するための減災*の取組みをさらに強化するとともに、事前復興*の視点や災害発生時の応急・復旧対策も視野に入れた災害に強いまちづくりを進めていきます。

このため、最新の知見、震災対策の動向に常に留意しつつ、道路等の整備や建物の耐震化や不燃化を促進し、幹線道路等の沿道建物の不燃化による延焼遮断帯*の形成や、木造住宅密集地域*の防災性の向上などを図ります。

あわせて、災害時に、区民や増加する訪日外国人をはじめとする来街者などの安全な避難や、30万人を超える帰宅困難者*への対応として、誘導体制の整備や避難所*等の施設整備を進めるとともに、がれきの一時集積所等の確保や仮設市街地*づくりの検討を行います。

また、大型台風や局地的豪雨などの気象災害が日本各地で発生していることを踏まえ、河川改修や雨水流 出抑制*等による総合的な水害対策や、強風による落下物の防止などの風害対策を進めていきます。

3 方針(防災まちづくりの方針)

1 | 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

①都市空間の防災性の向上

- ・耐火建築物への建替え誘導により、幹線道路等の沿道建物の不燃化を進め、延焼遮断帯の形成強化を 図ります。
- ・地域の住民との協働により、地域特性にあわせて、地区計画*や新たな防火規制*制度、不燃化推進特定整備事業*等を活用して、防災まちづくりを進めていきます。
- ・防災再開発促進地区*内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業*等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業*を推進していきます。
- ・災害時に活用できる自立分散型エネルギーネットワークシステム**や集合住宅におけるLCP住宅**の導入など、エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた普及啓発を進めます。

② 道路等の公共的空間の確保

- ・防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。
- ・ 道路整備 (地下通路を含む) や、地区計画や市街地再開発事業等*によるオープンスペース*等の公共的空間の確保を進めます。
- ・消防活動が困難な地域を解消するため、幅員6m以上の主要区画道路の整備を進めます。
- ・細街路*の拡幅整備に積極的に取り組み、災害時の避難経路の安全性を高めます。
- ・震災時の避難や救助活動等を円滑に行うため、道路の無電柱化*を促進します。

③がけ・擁壁、ブロック塀などの崩壊防止の推進

- ・がけ・擁壁の所有者や管理者に対して、がけ・擁壁の適切な維持を指導します。
- ・ブロック塀などの所有者や管理者に対して、適正な維持管理を指導するとともに、生垣化を誘導していきます。

④消防水利*の整備

・広場・公園、区施設及び市街地再開発事業や民間開発等による大規模建築において、防火水槽等の消防水利の整備や深井戸の設置などを進め、震災時の消火活動の水利が不足している地域の解消を図ります。また、震災時に消火栓が使用できない場合も想定し、防火水槽などの整備を進めます。

⑤液状化*、長周期地震動*への対策の強化

- ・地震により地盤が液状化した場合、建物が傾斜や沈下などの被害を受ける恐れがあるため、東京都と連携 を図りながら、液状化対策に関する情報を区民に周知していきます。
- ・巨大地震による長周期地震動が発生した場合、高層建築物等で長時間にわたり大きく揺れる恐れがあるため、東京都と連携を図りながら、危険性や家具等の転倒防止措置等の重要性について区民に周知し、室内の安全対策を促進します。

2 建物・都市施設*等の安全性の向上

①建物の安全性の向上

- ・地域の住民との協働により、建物の不燃化・耐震化を進めます。
- ・緊急輸送道路*沿道の建物の耐震化を促進します。
- ・耐震診断や耐震改修の助成制度等により、建物の安全性の向上を促進していきます。
- ・地域危険度*の高い地域を対象に、感震ブレーカー*の設置を進めます。
- ・建物の外壁や看板等の落下物対策として、定期報告制度等を活用し、建物の所有者や管理者の定期的 な点検による適切な維持管理を誘導します。
- ・高層ビルや地下街などは、構造の特殊性などから災害時の避難や消防活動が困難になることが予測されます。このため、防火安全対策や防災標識等の明確化などを推進します。

② 都市施設の安全性の向上

- ・道路や橋りょうなど、土木施設の耐震化や長寿命化を図ります。
- ・ 道路の無電柱化*を促進します。
- ・災害時における電気・ガス・水道等のライフライン*の機能及び安全性の確保について、事業者等に対策の 強化を要請します。

3 防災拠点と避難施設等の充実

①駅や駅前広場等における整備

・ターミナル駅である新宿駅、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅などの複数の路線が乗り入れている 駅及びその周辺において、災害時に発生する滞留者や帰宅困難者*の支援を行う施設の整備を誘導します。

②防災拠点の充実

- ・災害情報支援システムなどの整備や運用体制の充実を図ります。
- ・災害時における新宿区の広域的な備蓄倉庫を、公共施設の建設や民間開発等にあわせて確保するなど、 物資供給体制の強化を図ります。

③避難施設の充実等

- ・小中学校等の避難所*について、女性の視点や高齢者、障害者、外国人などに配慮した施設整備と避難 所体制づくりを進めます。
- ・被災した高齢者、障害者などが安心して安全に避難できるよう、民間も含め既存の福祉施設を活用します。
- ・新宿駅周辺地域をはじめ、商業・業務機能が集積する地域においては、発災時の混乱防止と二次被害を軽減するため、不特定多数が集まる複合施設や地域内における事業所施設内での待機を誘導するとともに、行き場のない滞留者を各施設が保護する共助のルールを推進します。また、一時滞在施設**や避難場所**へ誘導する環境の整備に取り組むとともに、一時滞在施設のさらなる確保に取り組みます。
- ・公園の規模等に応じた備蓄倉庫、防火水槽、災害用トイレ*等の整備を進めます。
- ・大規模な開発については、広場や防火水槽、備蓄倉庫、道路の無電柱化*など、地域の防災に資する施設 の整備を誘導します。
- ・街頭消火器の整備を促進し、地域の初期消火体制を強化します。

4 | 災害発生時の応急・復旧対策の整備

①応急対策の整備

- ・大地震などの大規模災害発生時、迅速に事業継続計画(BCP)*に基づく応急対策活動が実施できるよう、 体制整備を進めます。
- ・ 高所カメラや災害情報支援システムによる被害状況等の収集及び防災スピーカーや防災ラジオ等による情報伝達の体制を強化します。
- ・避難準備・避難勧告などの迅速な指示、避難場所等への的確な誘導、円滑な避難所開設・運営等が実施できるよう、体制整備を進めます。
- ・新宿駅周辺をはじめ「将来の都市構造」における「心(しん)」となる各拠点は、特に来街者などの行き場のない滞留者への対応が重要であるため、集客施設や駅等における利用者保護、一時滞在施設の開設・受入、事業者等での自助の対策などが図れるよう、東京都や鉄道事業者、一時滞在施設の施設管理者などと連携を図りながら体制整備を進めます。

② 復旧対策の整備

・都市機能の確保や各種復旧対策の実施に欠かせない上・下水道施設、電力施設、電話通信設備、都市ガ

ス施設、交通施設等のライフライン*について、適切な応急対策及び早期復旧に向けた取組みができるよう、 関係事業者等との連携を深めます。

- ・被災後の避難期・復旧期は、道路障害物の撤去が重要となるため、がれきの一時集積所等の確保方策について検討を行います。
- ・被災後直ちに被災者の応急仮設住宅*を確保するため必要量を把握し、公園・緑地、住宅団地などの活用 方策や、復興までの数年間を過ごせる仮設市街地*について検討を行います。

③復興まちづくりの進め方

- ・被災後の速やかな復興を図るため、被害状況に応じて災害復興計画*を策定し、まちづくりを進めます。なお、 計画の検討にあたっては、震災前の地域コミュニティを基盤とした住民の生活再建も考慮します。
- ・大規模災害からの早期復興を図るため、地籍情報の調査を進めます。

5 風水害対策の強化

①水害対策の促進

- ・神田川、妙正寺川について、時間降雨50mm対応の未整備区間の河川整備を進めるとともに、平成26 (2014)年6月改定の「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、時間降雨75mm対応に引き上げ、対策を進めます。
- ・下水道幹線や主要枝線などの整備により浸水対策を進めます。
- ・学校の校庭などの公共施設や民間施設における雨水の一時貯留施設や雨水を地下に浸透させるますの整備、道路の透水性舗装*等の整備などにより、雨水流出抑制*対策を進めます。また、建物の地下階への雨水流入防止策を進めます。
- ・河川流域等において、雨量や河川の水位など水害に関する情報伝達・避難体制の整備を進めます。
- ・土砂災害警戒区域*等における、がけ・擁壁の適切な維持を推進します。
- ・地域の住民や防災区民組織等への災害警報・注意報の伝達体制の強化を図ります。
- ・ハザードマップ*の公開等による啓発活動を進めます。

② 風害対策の促進

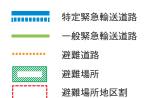
- ・強風による建物の外壁や屋根、設備機器、看板の落下などの事故を防止するため、定期報告制度等を活用し、建物等の所有者や管理者、工事施行者などによる定期的な点検による維持管理を誘導します。また、工事現場の足場やパネルの崩壊などの事故防止のため、工事管理者による適切な安全管理の徹底を誘導します。
- ・強風による街路樹などの倒木や落枝の危険性を視野に入れ、樹木診断や風圧低減のための剪定など安全管理を進めます。

防災まちづくり方針図1









地区内残留地区

□ 帰宅困難者一時滞在施設□ 遅難所□ 対議・駅□ 数道・駅□ と野難所及び医療救護所□ ・ 地下鉄・駅

■ 区役所・特別出張所・防災センター

CHAPTER 2

みどり・公園整備の方針

4

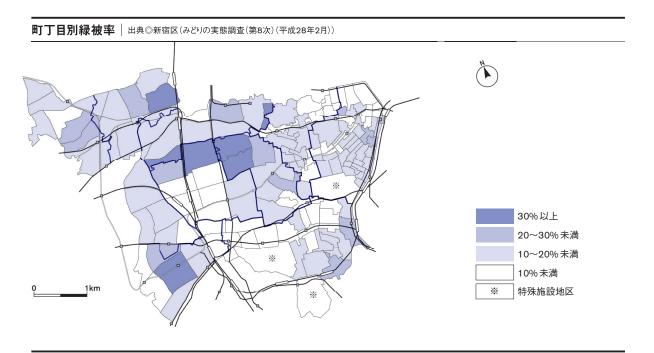
1 概況

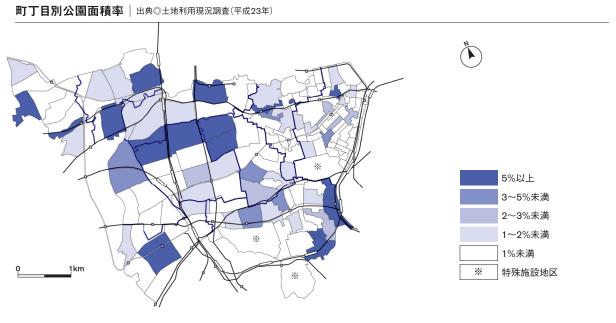
1 みどりの状況

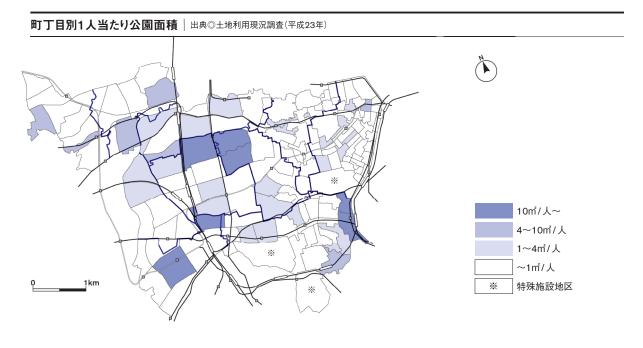
- ・緑被率*は、平成27(2015)年度現在で17.5%です。平成17(2005)年度と比較すると、ほとんど変化は見られません。内訳をみると、樹木・樹林が減少し、草地と屋上緑化が増加しています。
- ・緑被率に水面などを加えたみどり率は19.9%で、平成17(2005)年度と比較すると0.1ポイント増加しています。
- ・町丁別に緑被率を見ると、戸山公園、新宿御苑、新宿中央公園、早稲田大学、外濠や明治神宮外苑 周辺など大規模な公園等がある地域、また、おとめ山公園や斜面林が残る落合北部が高くなっています。
- ・一方、新宿区北東部の住工混在地域や新宿駅の東側を中心とした業務商業施設の集積した地域など の緑被率は低くなっています。

2 公園の状況

- ・公園面積は、平成28(2016)年4月現在で、117.6haであり、平成19(2007)年と比較すると、区立公園の拡張等があった一方で大規模施設整備に伴う都立公園等の一時的な廃止などにより、0.5ha減少しています。
- ・また、公園面積率(公園面積/新宿区の面積)は、6.45%であり、内訳をみると、新宿御苑や明治神宮外苑といった大規模な国民公園や都立公園等が公園面積の約70%を占めています。
- ・一方、区民一人当たりの公園面積は3.51㎡であり、平成19 (2007)年と比較すると一人当たり0.32㎡ 減少しています。







2 基本的な考え方

みどり・公園整備の方針

- 1 みどりの骨格の形成
- 2 みどりを残し、まちへ拡げる
- 3 水やみどりに親しめる環境づくり
- 4 生活や活動の場にある身近なみどりの充実
- 5 公園を活かした賑わいづくり

水辺(河川や外濠などの水面)や、みどり(みどりを構成する樹木、樹林、草地など)は、気温の変化を和らげ、大気を 浄化し、火災に強いまちをつくる効用をもっています。

また、みどりは、人々に潤いややすらぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象*の緩和などの環境面においても重要なものとなっています。こうしたことから、水辺やみどりの保全・創出を図ります。

あわせて、誰もが安心して利用できる公園づくりや公園を活かした賑わいの創出などに取り組んでいきます。

3 方針(みどり・公園整備の方針)

1 みどりの骨格の形成

①「七つの都市の森」の保全・拡充

・新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、 新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりは、多様な生物が生息でき、これらによる 生態系の豊かさやバランスが保たれるよう、保全と拡充を進めます。また、この「七つの都市の森」を相互 につなぐ「水とみどりの環」や「風のみち(みどりの回廊)」では、連続した緑化を進め、水とみどりのネットワー ク形成を図ります。

②「水とみどりの環」の形成

- ・神田川、妙正寺川、外濠等の水辺を要所とした親水空間づくりについて、機会を捉えて促進を図ります。
- ・新国立競技場の整備等にあわせた渋谷川の再現にあたっては、歴史を偲ぶ河川空間の創出となるよう、 関係機関へ働きかけを行います。
- ・神田川上部にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関に要請します。

③「風のみち(みどりの回廊)」の整備

・明治通り、新宿通り、中央通りにおいて、緑陰のある街路樹の整備や沿道建物の緑化などを進め、みどり

と風を感じることができる都市空間づくりを進めます。

・ 沿道建物の緑化は、屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等により、沿道のまちなみ特性にあった多様なみどりの創出を図ります。

④「心(しん)」とのネットワーク

・賑わいや生活の拠点となる「心(しん)」に水とみどりの潤いをもたらすため、「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち(みどりの回廊)」との連続性をもたせます。

2 みどりを残し、まちへ拡げる

① 「みどりの記憶」の継承

・藩邸跡地等の歴史をもつ公共施設や公園を中心としたみどりの保全・創出、地区計画*制度や保護樹木制度等の活用を土地所有者や区民との協働により進めます。

②みどりの保全・活用

・保護樹木・保護樹林等の指定、グリーンバンク制度*等により、みどりの保全・活用を図ります。

③みどりの拡大・整備

・緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化、建物の屋上緑 化や壁面緑化を進めます。

4)みどりのまちづくり

- ・みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画制度を活用した、みどりのまちづくりを進めます。
- ・市街地再開発事業*等による大規模な開発においては、オープンスペース*や広場等の整備により、地域に開放されるみどりの創出を誘導します。
- ・商店会や町会・自治会によるみどりの協定*制度の活用により、地域ぐるみの緑化を誘導します。
- ・区道の街路樹や植栽について剪定等の工夫により、緑量を豊かにするとともに、国道や都道の幹線道 路等においても街路樹の質を高めるみどりの充実を要請します。

⑤ みどりの啓発

- ・桜の開花や紅葉など、みどりの状況について区民への広報を進めます。
- ・みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

3 水やみどりに親しめる環境づくり

①まちなみのみどりの整備

- ・建物の壁面緑化など緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めます。
- ・シンボル性や連続性、多層的、立体的など、まちなみの特性に応じた多様なみどりの創出を誘導します。
- ・花の名所づくりに取り組みます。

②地域特性に応じた生物多様性*の展開

- ・昆虫や野鳥などの生き物が生息できる、ビオトープ*などの空間の整備を進めます。
- ・市街地再開発事業*等による地域の面的な整備においては、昆虫や野鳥の生息に配慮したオープンスペース*や広場等のまとまったみどりの創出を誘導します。

③水辺空間の充実

- ・神田川や妙正寺川、外濠、玉川上水などが、水辺に親しめる空間となるような取組みの充実や維持管理 を行います。
- ・望ましい水循環を形成するため、湧水の保全に努めます。

4 | 生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン*)の充実

① 身近なオープンスペースの活用

- ・庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))と位置づけ、地域の住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。あわせて、生物多様性に配慮した整備を誘導します。
- ・市街地再開発事業等による面的な整備によって創出されるオープンスペースや広場などの緑化を進めます。
- ・高齢者や障害者等が歩いていける範囲に、公園や緑地を確保するよう努めます。
- ・デッキレベルや地上のオープンスペース等を活用し、多様な形態や担い手による公園・広場整備を誘導します。

②特徴ある公園づくり

- ・地域の歴史や文化など「まちの記憶」を活かした特徴ある公園の整備を進めます。
- ・新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を進めます。

③ みんなが安全で利用しやすい公園づくり

- ・ワークショップ**方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を進めます。
- ・子どもが公園で安心して遊べるように、見通しの確保などによる安全性に配慮した公園づくりを進めていきます。
- ・公園内のバリアフリー化や防災機能の強化、健康器具の設置などに取り組み、誰もが気軽に安心して 利用できる公園づくりを進めていきます。また、公園施設等の老朽化対策を進めます。

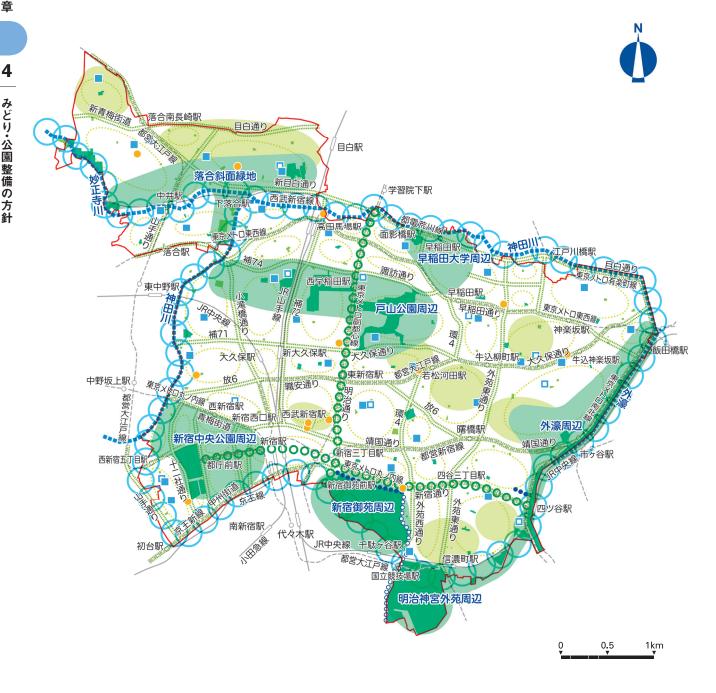
4 公園・緑地の運営管理

- ・公園を人々が気楽に集まれる場所として、祭り等の地域の様々な賑わいイベントに開放するなど、地域コミュニティの拠点として活用していきます。また、民間活力やノウハウを活用した効率的で効果的な公園管理を推進します。
- ・地域に密着した公園運営や、地域の住民などによる公園での継続的な活動に係るしくみ (公園サポーター制度等)を充実します。
- ・民有地を公園的な空間として整備・公開するため、緑化技術や緑地の活用アイデアをもつ事業者が設置・管理の担い手(緑地保全・緑化推進法人)となるよう誘導します。

5 公園を活かした賑わいづくり

- ・公園で、訪日外国人などの来街者から在住・在勤の区民まで、幅広い利用者層を対象にした多様で魅力的なイベントが開催できるよう、施設整備や管理運営に取り組みます。
- ・季節にあわせたライトアップや、民間活力を活用した公園内でのレストラン運営などを検討し、みどりあふれる 空間での憩いと賑わいづくりを進めます。

みどり・公園整備方針図





※平成29年12月現在